

ここがポイント!! 産前産後休暇の掛金免除申請

平成26年4月1日から産前産後休暇(以下、「産休」という。)にかかる掛金免除が始まりました。免除を受けるには**申請**が必要です。提出書類のキーワードは…「**産休期間・出産日・出産人数・出産予定日**」



- [提出書類]
- 産前産後休業掛金免除申出書(以下「申出書」という。)
 - 産休期間がわかるもの(休暇申請承認簿の写し等)
 - 出産日・出産人数がわかる証明書
 - 出産予定日がわかる医師の証明書 ※出産予定日より遅く出産した場合のみ

その1

申出書の「産前産後休業の期間」は「**実際の産前産後休暇の期間**」ではありません。

産休期間内で、出産日(出産日が出産予定日より遅れた場合は出産予定日)を含む**前6週(42日前)**から、**出産日を含まず後8週(56日後)**にあたる日となります。

A 初日

出産予定日以前の出産 ⇒ 出産日-41日
 出産予定日後の出産 ⇒ 出産予定日-41日

(注)上記で算出した初日が産休開始以前の場合は、
 初日=産休開始日となります(免除期間は産休期間内のため)。

B 終了日

終了日 = 出産日+56日



産前産後休業掛金免除 申出書		産前産後休業掛金免除変更 申出書	
組合員	氏名	組合員証	公立協同
	生年月日	年 月 日	記号番号 第 号
所属機関	名称		
	所在地		
産前産後休業の期間 ^(注)	A 初日	平成 年 月 日	
	B 終了日	平成 年 月 日	
産前産後休業の期間 ^(注) (変更後)	初日	平成 年 月 日	
	終了日	平成 年 月 日	

初日は、出産日(予定日)を**含む**42日前だから、
 41日を引くのね♪



例

産休期間=H26.6.2~H26.9.21

(出産人数=単胎、出産予定日=H26.7.27、出産日=H26.6.30)

【初日】 出産日 H26.6.30 - 41日 = H26.5.20

ただし、H26.5.20は産休開始以前のため、産休開始日の**H26.6.2**が初日となります。

【終了日】 出産日H26.6.30 + 56日 = **H26.8.25** ※実際の産休終了日とは異なります。

その2

おすすめの「**出産日・出産人数がわかる証明書**」は…?

- ① 医師の証明がある「**出産費請求書**」の写し
 - ② 「**出生届**」の右半分(出生証明書)の写し
 - ③ 「**母子手帳**」内の出生届済証明の写し
- これらは「子の**出産日・出産人数**」が記載されています。

その3

申請する**タイミング**は**出産後の**出産費請求**と同時**がおすすめです。

出産後に共済組合へ提出する医師の証明がある「**出産費請求書**」は、産前産後休暇にかかる掛金免除申請の添付書類としても有効です。併せて提出しましょう。

※平成26年4月1日から施行された新しい制度です。所属所に備えてある「**共済組合事務手引**」(平成26年3月発行、32~33頁)を活用してください。